

平成31年3月  
平成31年第1回栃木市議会定例会  
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	1
議案第 1号	平成31年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 2号	平成31年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 3号	平成31年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 4号	平成31年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 5号	平成31年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 6号	平成31年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 7号	平成31年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第 8号	平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 9号	平成30年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第10号	平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第11号	平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	別冊
議案第12号	平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 （第1号）	別冊
議案第13号	平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第14号	平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第15号	栃木市市民憲章審議会条例の制定について	6
議案第16号	栃木市コンプライアンス推進条例の制定について	9
議案第17号	栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の制定について	23

議案第18号	栃木市手話言語条例の制定について	33
議案第19号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	37
議案第20号	栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について	39
議案第21号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第22号	栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	55
議案第23号	栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第24号	栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	59
議案第25号	栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第26号	栃木市特別会計条例を廃止する条例の制定について	63
議案第27号	栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する 条例の制定について	65
議案第28号	栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例の制定について	67
議案第29号	栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例の制定について	69
議案第30号	栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する 条例の制定について	71
議案第31号	市道路線の認定について	73

議案第32号	市道路線の変更について	74
議案第33号	工事請負契約の締結について	76
議案第34号	財産の無償貸付けについて	77
議案第35号	指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）	78
議案第36号	指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター）	79
議案第37号	指定管理者の指定について（道の駅みかも）	80
議案第38号	教育委員会員の任命につき同意を求めることについて	81
議案第39号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	82
議案第40号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	83
議案第41号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	84
議案第42号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	85
議案第43号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	86
議案第44号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	87
議案第45号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	88

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 専決第12号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 2 専決第13号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 3 専決第14号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 4 専決第15号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年11月28日

栃木市長 大川 秀子

平成30年11月7日、栃木市大平町富田地内市道21200(0406)号線において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町地内居住者

2 損害賠償の額

128,638円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年12月10日

栃木市長 大川 秀子

平成30年9月8日、栃木市新井町地内市道2046号線において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市藤岡町地内法人

2 損害賠償の額

10,062円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年12月13日

栃木市長 大川 秀子

平成30年10月23日、群馬県高崎市倉渕町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

茨城県水戸市地内居住者

2 損害賠償の額

260,470円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。



損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年12月27日

栃木市長 大川 秀子

平成30年10月19日、栃木市立栃木西中学校において発生した体育授業時における物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市片柳町2丁目地内居住者

2 損害賠償の額

86,400円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

栃木市市民憲章審議会条例の制定について

栃木市市民憲章審議会条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市市民憲章審議会条例

(設置)

第1条 市民憲章の制定に当たり、必要な事項を審議するため、栃木市市民憲章審議会（以下「審議会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 市民憲章の原案に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民憲章の制定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体を代表する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市民憲章を制定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市コンプライアンス推進条例の制定について

栃木市コンプライアンス推進条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市コンプライアンス推進条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 栃木市コンプライアンス審査会（第5条—第10条）

第3章 公益通報

第1節 内部公益通報（第11条—第23条）

第2節 外部公益通報（第24条—第26条）

第4章 不当要求行為等防止対策（第27条—第30条）

第5章 不祥事防止対策（第31条・第32条）

第6章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市のコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めることにより、公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政運営を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス 職員が法令等（法律、法律に基づく命令、条例及び規則（市長以外の市の執行機関の定める規則及び規程を含む。）をいう。以下同じ。）及び次条に規定する職員の責務を遵守することをいう。

(2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者、市内に事務所を置く事業者その他市の行政に利害関係を有する者をいう。

(3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第3号に規定する職員及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員をいう。

(4) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者（以下「請負事業者」という。）及びその役員又はその事業に従事している者

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市の業務に従事している者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）及びその役員又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者

オ アからエまでに掲げる者であった者

(5) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実

イ アに掲げるもののほか、法令等に違反し、又はまさに違反しようとするおそれのある事実

ウ 人の生命、身体、財産その他正当な権利利益に重大な損害が生じ、又は生じるおそれのある事実

エ 公益に反するおそれのある事実

(6) 内部通報対象事実 通報対象事実であって、市政運営に関するものをいう。

(7) 内部公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、内部通報対象事実を通報することをいう。

(8) 外部公益通報 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先において通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市長等に通報することをいう。

(9) 市長等 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(10) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 正当な権利行使を装い、又は暴力、脅迫その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

イ 正当な理由なく面会を強要する行為

ウ 粗野又は乱暴な言動により不安を抱かせる行為

エ その他アからウまでに掲げる行為となるおそれのあるもので、秩序の維持、職務の遂行又は庁舎等の保全に支障を生じる行為

(11) 不祥事 職員が次のいずれかに該当する行為を行うことをいう。

ア 法令等に違反する行為

イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠る行為

ウ 市民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行



エ その他職務の遂行の公正に対する市民の疑惑や不信を招くような行為

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければならない。

4 職員は、不当要求行為等に対しては、毅然とした対応をしなければならない。

5 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、市民の不信を招くような行為をしてはならない。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、職員に対する研修の実施、コンプライアンスの推進のための体制整備その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 栃木市コンプライアンス審査会

(設置)

第5条 コンプライアンスの推進を図るため、栃木市コンプライアンス審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第6条 審査会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市のコンプライアンス体制について意見を述べること。
- (2) 内部公益通報に係る調査及び報告並びに内部公益通報をしたことを理

由として受けた不利益な取扱いに係る申立てに関する調査、報告及び勧告に関すること。

- (3) 不当要求行為等に係る対応方針及び公表について意見を述べること。
- (4) 不祥事に係る調査に関すること並びに市長等が実施する調査及び不祥事が発生した場合に市長等が講ずる措置について意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその所掌事項に属させられた事項

(組織)

第7条 審査会は、委員3人をもって組織する。ただし、第9条の規定により臨時委員を置く場合は、この限りでない。

(委員)

第8条 委員は、審査会の所掌事項に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第9条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審査会の所掌事項に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

### 第3章 公益通報

#### 第1節 内部公益通報

(内部公益通報)

第11条 市民及び職員等は、審査会に対し、内部公益通報をすることができる。

2 内部公益通報を行う市民及び職員等（以下「内部公益通報者」という。）は、誠実に内部公益通報を行わなければならない。

(受付窓口の設置)

第12条 内部公益通報に関する相談及び受付を行うため、庁内に受付窓口を設置する。

2 前項に掲げるもののほか、庁外に内部公益通報に関する受付を行う外部窓口を設置する。

(内部公益通報の方法)

第13条 内部公益通報は、実名により書面（電磁的記録を含む。）を提出することにより行わなければならない。ただし、内部通報対象事実であると信じるに足りる相当の根拠を示すことができるときは、匿名で行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が同項に規定する方法以外の方法を認めたときは、その方法によることができる。

(内部公益通報の移送)

第14条 第12条第2項に規定する外部窓口は、内部公益通報を受けたときは、遅滞なく審査会に当該内部公益通報を移送するものとする。

(内部公益通報の調査)

第15条 審査会は、内部公益通報を受けたとき、又は前条の規定による内部公益通報の移送を受けたときは、当該内部公益通報の内容について速やかに調査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、内部公益通報の内容が内部通報対象事実に該当しないことが明らかであると審査会が認めるときは、調査を行わないものとする。この場合において、審査会は、その旨及び理由を内部公益通報者に通知しなければならない。

3 内部公益通報者は、第1項の調査に協力しなければならない。

4 審査会は、調査の結果、内部通報対象事実があると認めるときは是正措置等の意見を付してその旨を、内部通報対象事実がないと認めるとき、又は調査を尽くしても内部通報対象事実の存否が明らかにならないときはその旨を、市長等に報告するものとする。

5 審査会は、調査の結果を内部公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の内部公益通報者、通知を希望しない内部公益通報者その他通知することが適当でないとする内部公益通報者については、この限りでない。

(内部公益通報の是正措置及び公表)

第16条 市長等は、審査会から内部通報対象事実があると認める報告がなされたときは、直ちに当該内部通報対象事実を是正するために必要な措置(以下この条において「是正措置」という。)を講ずるとともに、速やかに再発防止のために必要な措置(以下この条において「再発防止措置」という。)を講じなければならない。

2 市長等は、前項の是正措置及び再発防止措置を講じたときは、直ちに当

該内部通報対象事実の内容並びに当該是正措置及び再発防止措置の内容を公表するとともに、当該是正措置及び再発防止措置の内容を審査会に報告しなければならない。

- 3 審査会は、前項の規定により市長等から報告を受けたときは、当該是正措置及び再発防止措置の内容を内部公益通報者に通知するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第17条 市長等は、内部公益通報を行った職員等（以下「通報職員等」という。）に対し、内部公益通報をしたことを理由として、免職、労働者派遣契約の解除その他不利益な取扱い（以下「不利益な取扱い」という。）を行ってはならない。

(不利益な取扱いの是正の申立て)

第18条 通報職員等は、不利益な取扱いを受けたと思料するときは、審査会にその是正を申し立てることができる。この場合において、通報職員等が内部公益通報をした後に受けた不利益な取扱いは、特別の理由のない限り、内部公益通報をしたことにより受けたものとみなす。

(不利益な取扱いの調査等)

第19条 審査会は、前条の規定による申立て（以下「申立て」という。）があったときは、当該申立てに係る不利益な取扱いの内容について調査を行わなければならない。

- 2 審査会は、調査の実施に当たり、あらかじめ、不利益な取扱いの内容を当該市長等に報告するものとする。ただし、証拠の隠蔽のおそれその他相当の理由があると審査会が認める場合は、この限りでない。

- 3 審査会は、調査の結果、不利益な取扱いの事実があると認めるときは、その旨を市長等に報告するとともに、当該市長等に不利益な取扱いを是正

する措置を講ずるよう勧告することができる。この場合において、当該勧告の内容を申立てを行った者（以下「申立者」という。）に通知するものとする。

- 4 審査会は、調査の結果、不利益な取扱いがあると認められないときは、その旨を市長等に報告するとともに、申立者に通知するものとする。

（不利益な取扱いの是正の求め）

第20条 市長等は、通報職員等（第2条第4号イ及びエに掲げる者に限る。）が内部公益通報をしたことを理由として、請負事業者又は指定管理者から不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについて是正を求めなければならない。

（内部公益通報者及び申立者に関する秘密の保持）

第21条 内部公益通報及び申立てに関与する者は、内部公益通報者及び申立者が特定されるおそれがある事項を他の者に知られないようにしなければならない。

（調査協力者の保護）

第22条 第17条から前条までの規定は、審査会の調査に協力した職員等について準用する。

（利益相反関係の排除）

第23条 職員は、自らが関係する内部公益通報の対応に、関与してはならない。

## 第2節 外部公益通報

（外部公益通報の案内窓口の設置）

第24条 外部公益通報の案内を行うため、庁内に案内窓口を設置する。

- 2 前項の案内窓口は、外部公益通報に関する相談及び所管課への取次ぎを

行う。

(外部公益通報の手続)

第25条 市長等は、外部公益通報があったときは、必要な調査を行い、当該外部公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 外部公益通報が誤って当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない市長等に対してなされたときは、当該市長等は、当該外部公益通報を行った者に対し、当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(外部公益通報者に関する秘密の保持)

第26条 外部公益通報に関与する者は、外部公益通報者が特定されるおそれがある事項を他の者に知られないようにしなければならない。

第4章 不当要求行為等防止対策

(栃木市不当要求行為等対策委員会)

第27条 不当要求行為等に全庁的に対応するため、栃木市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等への対応)

第28条 職員（第2条第4号ウに掲げる者を含む。以下この条において同じ。）は、不当要求行為等を受けたと認めるときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、不当要求行為等を受けたと認めるときは、その行為の内容を記録するとともに、管理監督者（当該職員を管理又は監督する地位にある職

員をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

- 3 前項の規定により報告を受けた管理監督者は、必要な措置を講ずるよう職員に指示するものとする。この場合において、全庁的な対応が必要な事案又は重大な事案と認められるときは、市長等に報告するものとする。
- 4 市長等は、前項の報告があったときは、委員会に対応方針及び対策を協議させるものとする。
- 5 委員会は、前項の規定により対応方針及び対策を協議したときは、その内容を市長等に報告するものとする。
- 6 市長等は、前項の委員会の報告を踏まえ対応方針及び対策を決定し、不当要求行為等に対し必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市長等は、対応方針及び対策の決定に当たり審査会に意見を求めることができる。

(警告)

第29条 市長等は、不当要求行為等に対し必要な措置を講じても当該不当要求行為等が引き続き行われ、公正な職務の遂行に重大な支障が生じると認めるときは、当該行為等を行った者に文書による警告を行うことができる。

(公表)

第30条 市長等は、前条の警告を行ってもなお不当要求行為等が引き続き行われ、公正な職務の遂行に重大な支障が生じると認めるときは、当該行為等を行う者の氏名及び警告の内容を公表することができる。

- 2 市長等は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長等は、第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ



不当要求行為等を行う者に意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第5章 不祥事防止対策

### (不祥事の未然防止)

第31条 職員は、第3条に規定する職員の責務を自覚し、不祥事の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

2 市長等は、この条例に定めるもののほか、不祥事の発生を未然に防止するために必要な対策を講ずるものとする。

### (不祥事に関する是正措置及び公表)

第32条 市長等は、不祥事が発生し、又は不祥事が発生するおそれがあると信じるに足る事実が発生したと認めるときは、直ちに調査を行わなければならない。

2 市長等は、調査の結果、不祥事が発生したと認めるとき、又は不祥事が発生するおそれがあると認めるときは、当該事案を是正するために必要な措置（以下この条において「是正措置」という。）を講ずるとともに、再発防止の措置（以下この条において「再発防止措置」という。）を講じなければならない。この場合において、市長等は、調査の結果並びに是正措置及び再発防止措置について、あらかじめ審査会に意見を求めることができる。

3 市長等は、前項の是正措置及び再発防止措置を講じたときは、直ちに当該不祥事の内容並びに当該是正措置及び再発防止措置の内容を公表しなければならない。

4 市長等は、第1項の調査を実施するに当たり、必要と認めるときは、審査会に調査を依頼し、是正措置及び再発防止措置について意見を求めることができる。

## 第6章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の制定  
について

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例を次のように制定  
するものとする。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

## 栃木市条例第 号

### 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例

わが国では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）をはじめとする国内法が整備され障害者の権利に関する条約が批准されたところではありますが、障がいや障がい者への誤解や理解不足から、社会的障壁が生じ、障がい者の日々の生活の中で、障がいを理由とした不利益な取扱いなどの差別は、今日においても存在しています。

こうした状況を解消し、誰もが安心して暮らしていくために、全ての市民が障がいや障がい者への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進める必要があります。

ここに、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、分け隔てられることなく、お互いを理解し、思いやりや共に支え合う気持ちを大切にした共生社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

#### （目的）

第1条 この条例は、本市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）

その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に若しくは断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### （基本理念）

第3条 障がいを理由とする差別の解消は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を営む権利を有することが尊重されることを基本として推進されなければならない。

2 障がいを理由とする差別の解消は、共生社会の実現のため、障がい及び障がい者に関する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、互いに個性と人格が尊重されることを基本として推進されなければならない。

3 障がいを理由とする差別の解消は、全ての市民は地域社会を構成する多様な主体であり、互いに協力していく存在であることを基本として推進されなければならない。

#### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を計画的に実施する責務を有する。

#### （市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。

(栃木県との連携)

第6条 市は、障がい理由とする差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、栃木県と連携を図るものとする。

(啓発)

第7条 市は、市民が障がい理由とする差別の解消に対する理解を深められるよう、啓発活動を行うものとする。

(交流機会の拡大)

第8条 市は、障がい者及び障がい者でない者又は障がい者同士の交流の機会の拡大及び充実を通して、その相互理解の促進を図るものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 市は、障がい理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障がい理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、及び提供するものとする。

(市民への学習機会の提供)

第10条 市は、障がい者、コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がい者の意思の疎通を支援する者をいう。以下同じ。）、社会福祉関係団体等と協力し、障がい者の差別を解消するために、障がいの特性に応じて、次に掲げる事項の重要性について市民が学習する機会を提供するよう努めるものとする。

- (1) 情報の伝達を行う際に、障がいの有無や内容にかかわらず、障がい者と障がい者でない者が同等の情報を提供される必要があること。
- (2) 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、触手話、平易な表現、絵図、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がい者が本人以外の者との意思の疎通を図るための手段（以下

「コミュニケーション手段」という。)の利用を普及すること。

(学校等における障がいの特性に応じた情報の保障及びコミュニケーション手段の利用の推進)

第11条 市は、市内に存する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において、障がいの特性に応じた情報の保障及びコミュニケーション手段の利用の推進に努めるものとする。

(環境の整備)

第12条 市は、コミュニケーション支援者の派遣等、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用により、情報を取得しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(コミュニケーション支援者の養成)

第13条 市は、コミュニケーション支援者が確保されるよう、コミュニケーション支援者の養成に努めるものとする。

(情報の発信)

第14条 市は、障がい者が市政に関する情報を円滑に取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することにより、当該情報を発信するよう努めるものとする。

2 市は、災害その他非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段により情報を取得し、又は情報が伝達されるよう、体制の整備に努めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第15条 何人も、障がい者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 障がい者が福祉サービスを利用することを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- (2) 障がい者が医療を受けることを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- (3) 障がい者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (4) 障がい者が不特定多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を利用することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (5) 障がい者との間で不動産の売買又は賃貸借、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約を締結することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が商品を購入すること又はサービスを利用することを拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (7) 労働者の募集又は採用に関し、障がい者の応募又は採用を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (8) 雇用する障がい者の賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをし、又は障がい者を解雇すること。
- (9) 障がい者への情報の提供を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。



(10) 障がい者からの意思の表明を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第16条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 市民は、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 市は、市民が前項に規定する必要かつ合理的な配慮を行うときは、支援するよう努めるものとする。

(相談)

第17条 市は、障がいを理由とする差別に関する相談があったときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該相談に係る関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 当該相談に係る関係者相互間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関に通知、通報等を行うこと。

(あっせん)

第18条 障がい者（障がい者自らの意思を表明することが困難である場合

にあつては、当該障がい者の家族その他の関係者)は、自己に対する事業者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)による第15条に規定する行為(以下「あつせん対象行為」という。)に係る事案について、前条の相談によって解決されないときは、市長に対し、当該事案の解決のために必要なあつせんを求める申立てをすることができる。ただし、家族その他の関係者が申立てをしようとする場合において、当該申立てをすることが障がい者の意に反することが明らかであるときは、この限りでない。

第19条 市長は、前条の規定による申立てがあつたときは、あつせんを行う必要がないと認めるとき、又はあつせん対象行為に係る事案の性質上あつせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、栃木市障がい者差別解消推進委員会(以下「委員会」という。)に、あつせんを行わせるものとする。

2 委員会は、前項の規定によるあつせんを行うため必要があるときは、あつせん対象行為に係る事案の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(勸告)

第20条 委員会は、あつせん案が提示された場合において、あつせん対象行為をしたと認められる事業者が正当な理由なく当該あつせん案を受諾しないときは、市長に対し、当該あつせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勸告するよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による委員会の求めに応じて、当該求めに係る事業者に対し、当該あつせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきこ

とを勧告することができる。

(公表)

第21条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、勧告の内容及び公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(栃木市障がい者差別解消推進委員会)

第22条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、並びに市長の諮問に応じ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項について調査審議並びに情報の交換及び協議を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、障がいを理由とする差別の解消の推進に必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者又はその家族
- (3) 社会福祉関係団体の関係者
- (4) 事業者
- (5) 医療、福祉、保健又は教育関係機関の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第23条 市は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1.8条から第2.1条までの規定は、同年10月1日から施行する。

栃木市手話言語条例の制定について

栃木市手話言語条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

## 栃木市条例第 号

### 栃木市手話言語条例

言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、手指や体の動き、表情を使って表現される視覚的言語であり、日本語とは異なる独自の体系を有する言語として、ろう者が知識を蓄え、文化を創造するために受け継ぎ、大切に育んできたものです。

栃木市には、ろう教育黎明期である明治期から昭和初期に、ろう者でありながら率先して学び、その後教師としてろう教育に情熱を傾けた先達がおりました。また、教育の一線を退いてからも、絵画を通して地域の住民や学校と交流し、地域住民が互いを思いやり共生していくための土壌を育んでこられました。

不幸にも昭和初期の時代に手話を使用することに制約があり、また、手話を使用できる環境も十分に整えられてこなかったろう教育の歴史があります。

こうした中、平成18年の国際連合での障害者の権利に関する条約の採択及び平成23年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正により、

「手話が言語である」ことが明らかにされましたが、広く市民にその認識が共有されているとはいえない状況にあります。

ここに私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、市民一人ひとりが、思いやりや共に支え合う気持ちを大切にしたい共生社会を実現できるよう、この条例を制定します。

#### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理

解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）が手話によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、かつ、その権利が尊重されなければならないことを前提とし、全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を計画的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策に協力するとともに、自らも手話に対する理解を深め、ろう者が手話を利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

(施策の実施)

第5条 市は、ろう者に対して、手話による対応をすることができるよう、手話通訳者及び情報通信技術を活用した機器の設置等に努めるものとする。

2 市長は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策の実施に

関し、必要があると認めるときは、ろう者、障がい関係団体その他の関係者の意見を聴くものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行後6年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。



栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市税条例等の一部を改正する条例

(栃木市税条例の一部改正)

第1条 栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第80条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、

同条を第80条の2とする。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日まで

に、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(7) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(4) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(4) その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削



り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号から第4号までの規定中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同項第5号中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の8条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、栃木県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第15条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、栃木県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第15条の2の3 市長は、当分の間、栃木県知事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽

自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を免除する。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、栃木県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例)

第15条の3の2 附則第15条の2の3の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、栃木県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を栃木県知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、栃木県の自動車税の環境性能割の減免の例により、申請書を栃木県知事に提出しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「栃木県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、栃木県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として栃木県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第7項までを削る。

附則第16条の2を次のように改める。

#### 第16条の2 削除

（栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成26年栃木市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「栃木市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	栃木市税条例等の一部を改正する条例(平成26年栃木市条例第50号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成27年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の栃木市税条例(以下「新条例」という。)

第34条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

## 栃木市条例第 号

### 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「54万円」を「5.8万円」に改め、同条第3項及び第4項中「及び資産割額」を削る。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条中「3万円」を「3万2,300円」に改める。

第5条の2第1号中「26,000円」を「23,800円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「11,900円」に改め、同条第3号中「19,500円」を「17,850円」に改める。

第6条中「100分の3.0」を「100分の2.6」に改める。

第7条を次のように改める。

#### 第7条 削除

第7条の2中「1万1,500円」を「1万200円」に改める。

第7条の3第1号中「9,000円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「4,500円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「6,750円」を「5,625円」に改める。

第8条中「100分の2.6」を「100分の2.4」に改める。

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第9条の2中「1万2,000円」を「1万2,900円」に改める。



第9条の3中「9,000円」を「6,000円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「21,000円」を「22,610円」に改め、同号イ(ア)中「18,200円」を「16,660円」に改め、同号イ(イ)中「9,100円」を「8,330円」に改め、同号イ(ウ)中「13,650円」を「12,495円」に改め、同号ウ中「8,050円」を「7,140円」に改め、同号エ(ア)中「6,300円」を「5,250円」に改め、同号エ(イ)中「3,150円」を「2,625円」に改め、同号エ(ウ)中「4,725円」を「3,938円」に改め、同号オ中「8,400円」を「9,030円」に改め、同号カ中「6,300円」を「4,200円」に改め、同条第2号ア中「15,000円」を「16,150円」に改め、同号イ(ア)中「13,000円」を「11,900円」に改め、同号イ(イ)中「6,500円」を「5,950円」に改め、同号イ(ウ)中「9,750円」を「8,925円」に改め、同号ウ中「5,750円」を「5,100円」に改め、同号エ(ア)中「4,500円」を「3,750円」に改め、同号エ(イ)中「2,250円」を「1,875円」に改め、同号エ(ウ)中「3,375円」を「2,813円」に改め、同号オ中「6,000円」を「6,450円」に改め、同号カ中「4,500円」を「3,000円」に改め、同条第3号ア中「6,000円」を「6,460円」に改め、同号イ(ア)中「5,200円」を「4,760円」に改め、同号イ(イ)中「2,600円」を「2,380円」に改め、同号イ(ウ)中「3,900円」を「3,570円」に改め、同号ウ中「2,300円」を「2,040円」に改め、同号エ(ア)中「1,800円」を「1,500円」に改め、同号エ(イ)中「900円」を「750円」に改め、同号エ(ウ)中「1,350円」を「1,125円」に改

め、同号オ中「2, 400円」を「2, 580円」に改め、同号カ中「1, 800円」を「1, 200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年栃木市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

嘱託保育士	〃	280,000	〃
-------	---	---------	---

を

」

「

嘱託保育士	〃	280,000	〃
手話通訳者	〃	340,000	〃

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

栃木市子ども・子育て会議条例（平成25年栃木市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「こども未来部保育課」を「こども未来部子育て支援課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する  
条例の一部を改正する条例

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成  
24年栃木市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を  
含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあ  
っては、修了した後）」を加え、同条第6号中「による」を「に基づく」に改  
め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第5条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前  
期課程にあっては、修了した後）」を、「第3号の卒業者」の次に「（同法によ  
る専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「卒  
業した後」を「卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大  
学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了  
した場合を含む。）後」に改め、「第3号の卒業者」の次に「（専門職大学前期  
課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成22年栃木市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加え、「並びに栃木市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を削る。

第9条中「栃木市長の選挙における」を削る。

第11条中「当該候補者を通じて、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

第12条中「7円51銭に」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

栃木市特別会計条例を廃止する条例の制定について

栃木市特別会計条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市特別会計条例を廃止する条例

栃木市特別会計条例（平成22年栃木市条例第63号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 千塚町上川原産業団地特別会計に係る平成30年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する  
条例の制定について

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する条例を次の  
ように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する  
条例

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例（平成22年栃木市条例第142号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例の制定  
について

栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例を次のように制定  
するものとする。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例

栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例（平成22年栃木市条例第144号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例の制定について

栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例

栃木市都賀老人憩いの家条例（平成22年栃木市条例第147号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する条  
例の制定について

栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する条例を次のよ  
うに制定するものとする。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する条例

栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例（平成22年栃木市条例第85号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川 秀子

## その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道 13489 号線	大町	大町	
市道 13490 号線	惣社町	惣社町	
市道 13491 号線	惣社町	惣社町	
市道 13492 号線	大宮町	大宮町	
市道 31281 号線	藤岡町甲	岩舟町静	

## 市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

## 道路の種類 市道

## 1級市道

路線名	旧新別	起点	終点	重要な経過地
市道1001号線	旧	藤岡町都賀	西方町金崎	
	新	岩舟町新里	西方町金崎	

## 2級市道

路線名	旧新別	起点	終点	重要な経過地
市道2035号線	旧	川原田町	野中町	
	新	川原田町	野中町	

その他路線

路線名	旧新別	起 点	終 点	重要な経過地
市道13324号線	旧	野中町	野中町	
	新	野中町	野中町	
市道22268号線	旧	大平町西水代	大平町西水代	
	新	大平町西水代	大平町西水代	
市道43106号線	旧	都賀町家中	都賀町家中	
	新	都賀町家中	都賀町家中	
市道43404号線	旧	都賀町合戦場	都賀町合戦場	
	新	大町	都賀町合戦場	

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 契約の目的 (仮称) 栃木市文学館建築（市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修）工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 494,640,000円
- 4 契約の相手方 栃木市菌部町2丁目6番6号  
牧田・清田特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社牧田工務店  
代表取締役 牧田 巧



財産の無償貸付けについて

とちぎメディカルセンター敷地として、次の財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	所在	面積
土地	栃木市境町 5 番 2、5 番 3 の各一部	4,150.59 m <sup>2</sup>

2 無償で貸付けする期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日

3 無償貸付けの相手方 栃木市境町 27 番 21 号

一般財団法人とちぎメディカルセンター

代表理事理事長 福田 健

4 無償貸付けの条件

無償で貸付ける土地は、とちぎメディカルセンター敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平地域福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市今泉町2丁目1番40号

名称 社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

代表者 会長 小林 一成

3 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市大平健康福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都品川区南大井六丁目26番3号

名称 いすゞビルメンテナンス株式会社

代表者 代表取締役 小森 和夫

3 指定期間

平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川 秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

道の駅みかも

2 指定管理者に指定する団体

所在地 宇都宮市今泉町 8 4 7 番地 1 6

名称 道の駅みかも再生プロジェクトグループ

代表団体 宇都宮市今泉町 8 4 7 番地 1 6

宮ビルサービス株式会社

代表取締役 小矢島 重男

3 指定期間

平成 32 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町木 3 6 7 2 番地 1

氏 名 大橋 孝子

生年月日 昭和 48 年 6 月 7 日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市片柳町4丁目1番20号

氏 名 諏訪 晃

生年月日 昭和19年1月3日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町西野田2016番地6

氏 名 高際 悦子

生年月日 昭和39年11月21日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町赤麻404番地1

氏 名 高際 一夫

生年月日 昭和30年1月26日



固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町大柿209番地2

氏 名 柏倉 喜三久

生年月日 昭和22年9月12日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市国府町1200番地128

氏 名 荒井 三枝子

生年月日 昭和29年11月5日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町大前3190番地

氏 名 藤野 喜代子

生年月日 昭和31年1月14日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成31年2月22日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町藤岡2737番地

氏 名 矢口 稔

生年月日 昭和28年9月9日